(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

# 中土佐町地球温暖化対策実行計画

平成26年度~平成30年度

平成25年11月

高知県中土佐町

# 目 次

第1章	基本的事項
1.	計画目的······2
2.	基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・ $2$
3.	対象範囲······ $2$
4.	対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・3
第2章	二酸化炭素の排出状況及び削減目標
1.	基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・3
2.	要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第3章	具体的な取組
1.	エコオフィス活動・・・・・・・・5
1. 2.	エコオフィス活動・・・・・・・5 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・5
	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・5 電気使用量の削減・・・・・・・・・5
2.	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・5
2. 3.	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・5 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 3. 4.	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・5 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 3. 4. 5.	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・5 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 3. 4. 5.	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・5   電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 3. 4. 5. 6.	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・5   電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 3. 4. 5. 6.	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・5 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 3. 4. 5. 6. 7. 第4章	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・5 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 第1章 基本的事項

#### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第20条の3 第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量 の削減のための措置に関する計画(以下、「実行計画」という。)として策定するもの である。中土佐町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量 の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを 目的とする。

#### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成21年度とし、計画期間を平成26年度~平成30年度までの5年間とする。

目標年度については、平成30年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直 しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するため の基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

#### 3. 対象節囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及 び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

## (対象施設一覧)

施設名	施設名
中土佐町役場中土佐庁舎	中土佐町廃棄物処理施設
中土佐町役場大野見庁舎	中土佐町簡易水道施設
中土佐町立保育園	中土佐町立集落排水・ポンプ施設
中土佐町立小学校	中土佐町立スポーツ文化施設
中土佐町立中学校	中土佐町立人権啓発センター
中土佐町民交流会館	中土佐町立斎場・共同納骨堂
中土佐町保健センター	中土佐町立体育館・公民館
中土佐町大野見保健センター	中土佐町立公衆トイレ・シャワ―施設

## 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、 6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

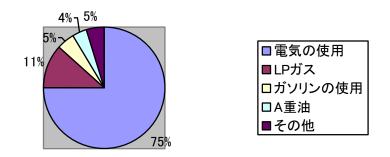
## 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

中土佐町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、950,  $197 \text{kg}-\text{CO}_2$ である。

					排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	割合
項目		(単位)	①使用量	②排出係数	(Ng 00 <sub>2</sub> )	(%)
					1)×2	
燃	ガソリン	Q	20,342	2. 322	47, 234	5. 0
料	灯油	Q	10,963	2. 489	27, 287	2. 8
使	軽油	Q	6,920	2. 585	17, 888	1. 9
用	A重油	Q	13,100	2. 710	35, 501	3. 7
量	LPガス	m³	18,270	5. 968	109, 035	11. 5
電気使用量 kWh		1,886,909	0. 378	713, 252	75. 1	
計				950, 197	100	

## 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成21年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の75.1%を占め、次いでLPガスの使用が11.5%、ガソリン使用が5.0%で全体の91.6%を占めている。



## 3. 削減目標

平成21年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成30年度の二酸化炭素 排出量を、5%削減することを目指す。

項目		(単位)	基準年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) 平成21年度	削減率 (%)	目標年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) 平成30年度	
燃	ガソリン	Q	47,234	5%	44, 872	
料	灯油	Q	27, 287	5%	25, 923	
使	軽油	Q	17, 888	5%	16, 994	
用	A重油	Q	35, 501	5%	33, 726	
量	LPガス	m³	109, 035	5%	103, 583	
電気使用量 kWh		713, 252	5%	677, 589		
計			950, 197		902, 687	

## 第3章 具体的な取組

#### 1. エコオフィス活動

①各庁舎・各所属ごとに毎月、電気、水道、ガソリン等のエネルギー使用量や CO<sub>2</sub>排出量を見える化する「コツコツニュース」を作成し、庁舎等の CO<sub>2</sub>排出 量を把握するとともに、エコオフィス活動を展開する。

#### 2. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

①中土佐町役場大野見庁舎に、太陽光発電及び蓄電池を平成26年度に導入。

## 3. 電気使用量の削減

- ①空調の設定温度は、冷房は28度、暖房は20度以下を基準の温度として、温度管理を行う。
- ②効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ③昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ④トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ⑤退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ⑥OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

#### 4. 公用車燃料使用量の削減

- ①急発進、急加速をしない。
- ②車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ③公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

#### 5. 施設設備の改善等

- ①施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境 負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ②高効率照明への買い換えを順次行う。
- ③公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。

#### 6. 物品購入等

- ①電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで 環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ②事務用品は、 詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ③環境ラベリング (エコマーク、グリーンマーク等) 対象製品を優先的に購入する。

#### 7. その他の取組

- ①ゴミの減量、リサイクル
  - ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
  - ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
  - ・使い捨て容器の購入は極力控える。

#### ②用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

#### ③水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ④環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
  - ・職員向けに環境保全研修等を行う。
  - ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
  - ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
  - ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
  - ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

#### 1. 推進体制

各課等に推進担当者を1名以上置き、各所属等における本計画の取組を推進すると ともに、事務局と協力して総合的な推進を図っていく。

#### ① 推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して

推進する。

#### ②施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員は、本計画の取組を推進する。

#### ③事務局

事務局を町民環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

## 2. 点検体制

事務局は、推進担当者をとおし、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。

## 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年 1回町広報誌等により公表する。

## 平成21年度分

	ガソリン ℓ	灯油 ℓ	軽油 ℓ	A重油 ℓ	LPガス ㎡	電気使用料 Kwh
総務課	5,806		3,352		156	173,627
企画課	105					
税務課	382					
建設課	3,232			3,000		19,027
町民環境課	1,361	6,676	286			798,304
水産商工課	696		799			16,222
健康福祉課	776				131	202,783
地域課	1,629	1,170			116	73,850
農林課分室	1,075					
農林課	2,556			5,400	7,390	6,649
教育委員会	2,724	3,117	2,483	4,700	10,477	596,447
合 計	20,342	10,963	6,920	13,100	18,270	1,886,909